

石教互第49号
平成29年7月19日

所属所長様

一般財団法人石川県教職員互助会
理事長 田中新太郎
(公印省略)

教職員互助会モニターの再募集について

日頃から教職員互助会事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成29年7月3日付け石教互第40号で通知した「教職員互助会モニター」
の募集について、募集定員に余裕があります。
については、下記のとおり再募集しますので、会員の皆様に周知願います。

記

1 モニターの概要

別添1「平成29年度石川県教職員互助会モニターについて」のとおり。

2 選任の区分

会員から、原則次の区分により選任する。ただし、選任区分ごとの定数を超えて応募があった場合は、抽選により選任する。

	選任区分	定数(人数)	選任区分	定数(人数)
小中学校	小松教育事務所管内	4名以内	特別支援学校	2名以内
	金沢教育事務所管内	9名以内	高等学校	5名以内
	中能登教育事務所管内	2名以内	教育委員会事務局等	1名以内
	奥能登教育事務所管内	1名以内	合計	24名以内

3 応募方法等

別添2「モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、事務局まで提出願います。
申込書は教職員互助会ホームページの「お知らせ」又は、スマートスクールネットからもダウンロードできます。

4 締切日

平成29年7月28日(金)

(事務担当)
教職員互助会事務局
担当 原
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977

(別添1)

平成29年度石川県教職員互助会モニターについて

1 目 的

会員の意見を聴取し、互助会事業の充実を図る。

2 モニターの職務

互助会事業に関して研究・検討したうえで、モニター会議に出席し、意見交換を行う。

3 モニター会議の開催予定

日時 平成29年8月24日(木) 14:00～2時間程度

場所 県庁行政庁舎会議室

※事前に、互助会に対する意見・質問などを提出いただき、ご意見を踏まえて当日協議していただくテーマを設定する。日程は、変更になる場合があります。

4 会議出席に係る服務上の取り扱い

・ 県所管の学校等については職務に専念する義務の免除に該当(職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和30年石川県人事委員会規則第5号)第9号に規定する事由)

・ 市町所管の学校等については市町教育委員会にご確認ください。

5 報 酬 等

支給しない。ただしモニター会議出席に係る旅費は支給する。

6 任 期

選任の日から当該年度末日まで。ただし、任期区分以外の勤務地に異動があったとき、または会員の資格を失ったときは、その日に任期を終えることとする。

(参考)平成28年度モニター会議について

1 モニター会議の開催

日時 平成28年8月25日(木) 14:00～15:25

場所 県庁行政庁舎8階 801会議室

2 意見を取り入れて平成29年度から改善された事例

(意見) 民間施設との連携で入館料の割引などできないか。

(改善) 日帰り温泉施設発行の優待券の斡旋を平成29年1月から3月まで試行した後、新規事業として実施した。

(意見) 県立音楽堂での催し物を開催できないか。

(改善) 観劇等補助事業として、県立音楽堂での1公演を加えた。

(意見) 県立歴史博物館の「特別展と常設展のセット」で施設利用券を使えないか。

(改善) 特別展と常設展は、1枚の施設利用券で同時にセットで利用できるようにした。

3 モニター会議の概要

別紙「平成28年度教職員互助会モニター会議の概要について」を参照。

(別添2)

モニター申込書

一般財団法人石川県教職員互助会のモニターを申込みます。

平成 年 月 日

一般財団法人石川県教職員互助会理事長 殿

所属所コード						
所属所名						
会員番号						
職名						
氏名	Ⓜ					